

高額療養費の申請手続が変わります

高額療養費の「支給申請手続の簡素化」について

高額療養費制度とは、1か月ごとに支払った保険適用分の医療費が一定額を超えた場合に、その超えた額が支給されるものです。

この度、同封の「国民健康保険高額療養費支給手続簡素化申請書（以下、簡素化申請書）」を提出することにより、次回以降の申請を不要とし、高額療養費が発生した場合に、登録された指定口座に振り込むことができるようになりました。

【支給について】

簡素化申請書の提出後は、高額療養費が発生する月ごとに市が発送していた「高額療養費支給のお知らせ」が届かなくなります。高額療養費に該当した場合は、「国民健康保険高額療養費支給決定通知書（兼）払込通知書」の発送をもって通知することになります。支給がない場合は通知書の送付はありません。

【振込が停止になる場合】

次の場合は、簡素化申請書の提出があっても指定口座への振込は停止となり、領収書等の提示による申請手続が必要となる場合があります。

- ・世帯主が変更又は死亡した場合
- ・国民健康保険被保険者証の記号番号が変更になった場合
- ・指定口座に振込ができなくなった場合
- ・国民健康保険税に滞納がある場合 など

【その他注意事項】

- ・登録できる口座は1世帯につき1口座のみです。
- ・口座の変更あるいは自動振込の停止を希望する場合には、改めて簡素化申請書（変更、削除）の提出が必要です。
- ・第三者行為（交通事故等）による傷病が原因で診療を受けた場合は、高額療養費の対象外となる場合がありますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。
- ・簡素化申請書の提出以前のものについては、指定口座への自動振込の対象になりませんので、従来通り支給申請が必要になります。
- ・75歳到達等により、後期高齢者医療制度に移行した場合は別途、後期高齢者医療制度においての高額療養費支給申請書の提出が必要です。

●問い合わせ先

笠岡市 市民課 国保年金係 Tel 0 8 6 5 - 6 9 - 2 1 3 0